



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和4年12月16日金曜日 第368号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）...1011

告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）...1012

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）...1013

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）...1013

基本測量の終了の通知（4件）.....（道路維持課）...1013

公共測量の終了の通知（9件）.....（ " ）...1014

土地改良事業の計画の変更の認可.....（東予地方局農村整備課）...1015

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（ " ）...1015

道路の区域変更（県道無崎土居線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1015

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1015

指定居宅サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）...1015

公安委員会規則

愛媛県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（警察本部警務課）...1016

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）...1016

規 則

○愛媛県規則第39号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第15号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第16号から第23号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ担当係長（スマート行政推進課長が指定した者に限る。）</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>	<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第14号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第15号から第22号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>

- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課及び地方機関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(第15号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア～ウ 省略

- (2)～(8) 省略

- (9) 企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ担当係長(スマート行政推進課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、スマート行政推進課が指定納付受託者に納付させる手数料等の収納及び保管に関すること。

- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

- (16) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、第18号及び第20号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア・イ 省略

- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略

2 省略

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課及び地方機関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(第14号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア～ウ 省略

- (2)～(8) 省略

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

- (15) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、第17号及び第19号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア・イ 省略

- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
うわじま薬局	宇和島市堀端町1-18	株式会社ファブール	東京都品川区北品川5丁目3番1号パークシティ大崎ザタワー29F13号	代表取締役 玉田 尚	精神通院医療(薬局)	令和4年12月1日

○愛媛県告示第1256号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地			
一般社団法人松山市医師会	松山市藤原2丁目4番70号	会長 矢野 誠	訪問看護ステーション松山市医師会	松山市柳井町2丁目85番地		精神通院医療	令和4年12月1日

○愛媛県告示第1257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
あいある訪問看護ステーション	松山市桑原6丁目4番25号	松山市西石井2丁目10番2号	精神通院医療	令和4年11月17日

○愛媛県告示第1258号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか12者	イオンリテール株式会社 ほか11者	令和4年8月1日 ほか	令和4年12月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1259号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(航空重量測量)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から
令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第1260号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間 令和4年1月1日から
3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第1261号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第1262号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第1263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年10月11日から
令和4年3月16日まで
- 3 作業地域 松山市東垣生町

○愛媛県告示第1264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年9月7日から
令和4年3月15日まで
- 3 作業地域 西条市小松町 地内

○愛媛県告示第1265号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年2月15日から
令和4年3月18日まで
- 3 作業地域 松山市北土居三丁目 地内

○愛媛県告示第1266号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年2月15日から
令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 松山市北土居三丁目 地内

○愛媛県告示第1267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）
- 2 作業期間 令和3年8月27日から
令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第1268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和3年8月27日から
令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第1269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）

- 2 作業期間 令和3年2月11日から
令和4年3月24日まで
- 3 作業地域 新居浜市光明寺一丁目

○愛媛県告示第1270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ新規作成）
- 2 作業期間 令和4年4月18日から
6月30日まで
- 3 作業地域 松山市北西部

○愛媛県告示第1271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年5月2日から
7月20日まで

- 3 作業地域 東温市則之内

○愛媛県告示第1272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市船屋土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年12月7日認可した。

令和4年12月16日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第1273号

西条市神拝土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月16日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 西条市神拝土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - (2) 西条市神拝土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間 令和4年12月21日から令和5年1月24日まで
- 3 縦覧場所 西条市役所本庁

○愛媛県告示第1274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	蕪崎土居線	四国中央市土居町土居2630番10地先から 同町中村640番6地先まで	旧	メートル 8.5~20.8 10.3~48.1	キロメートル 0.405 0.390	
			新	10.3~48.1	0.390	

○愛媛県告示第1275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年12月16日

愛媛県中予地方局長 大北秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第36号 令和4年12月8日	東温市下林字片山甲2342番1	東温市下林甲2342番地 小山 憲二

○愛媛県告示第1276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年12月16日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	42,895	14,299
南 宇 和 郡	17,683	5,895
松山市・上浮穴郡	432,258	138,710
今 治 市・越智郡	134,562	44,854
宇和島市・北宇和郡	73,117	24,373
八幡浜市・西宇和郡	35,108	11,703
新 居 浜 市	97,456	32,486
西 条 市	89,230	29,744
大洲市・喜多郡	48,453	16,151
伊 予 市	30,481	10,161
四 国 中 央 市	71,236	23,746
西 予 市	30,780	10,260
東 温 市	28,065	9,355